

価格審査に係る考え方

第二次審査は、市が事業者に支払うサービス購入費(基本料金)の合計値(現在価値換算値)によって行ないます。サービス購入費(基本料金)の提案方法および審査のイメージについて以下に示します。

サービス購入費(基本料金)の提案方法および審査のイメージ

事業者は、市が支払うサービス購入費および独自に設定したサービス(プログラム)の利用料金等に基づいて、設備投資資金と年々の運営経費を回収します。市が支払うサービス購入費は、必須施設が適切に維持管理され利用可能な状態にあることを条件に支払われるサービス購入費(基本料金)と、主要施設等の利用者数に応じて支払われるサービス購入費(利用者数比例料金)に分かれます。また、軽食喫茶における物販収入は事業者の収入となります。

事業者はそれぞれの集客予想をもとに市から受け取るサービス購入費(利用者数比例料金)を設定してください。そのうえで、事業者が想定するサービス購入費(利用者数比例料金)、軽食喫茶における物販収入、独自サービス収入、および、自由提案施設利用料によって回収できない設備投資資金と年々の運営経費を、サービス購入費(基本料金)で回収するものとしてください。ただし、市が支払うサービス購入費(利用者数比例料金)は、主要施設使用料のうち、屋内温水プール、トレーニングルーム(ジム、スタジオ)、会議室の使用料および駐車場使用料(事業者が駐車場使用料を徴収するとした場合)に相当する額となることに留意してください。これらの手順によって提案される、市が支払うべきサービス購入費(基本料金)が最も小さくなる提案を行ったグループを優先交渉権者とします。

